

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>第42回全国都市緑化ぎふフェアへの誘客促進に向け、開催機運の醸成や周知拡大を図るため、県内外イベントへの出展等により直接的に県民等へPRするキャラバン活動を行う。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務において、出展等を行う時期、場所、PR手法等により効果に大きな差が出るため、費用対効果、事業効果を勘案して実施内容を決定することが求められる。</p> <p>このため、契約者の選定にあたっては、単なる価格競争ではなく、具体的な企画提案に基づく提案内容の有効性、事業を適正かつ確実に実施する能力等を総合的に判断できる「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、最も優秀な提案を行った者を選定して、随意契約を行うのが適當である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和6年7月23日に開催した第42回全国都市緑化ぎふフェア広報キャラバン活動委託業務プロポーザル評価会議の結果、各構成員の評価点合計が最低基準点(184点/306点)を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も高かった株式会社岐阜新聞社を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。</p>